

## 上越市選挙管理委員会告示 第 22 号

令和 6 年 4 月 21 日執行の上越市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 4 及び上越市議会議員の選挙ポスター掲示場の設置に関する条例（平成 23 年条例第 47 号）第 1 条の規定によるポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスターについて、上越市公職選挙法等執行規程（平成 4 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 7 条の 2 に規定する上越市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の行う検印、又は委員会から交付を受けた証紙を貼付してあるものとして取り扱う。

なお、候補者に交付する証紙の枚数は、原則として 676 枚（法定数 1,200 枚－ポスター掲示場設置箇所数 524 か所）とし、公営ポスター掲示場へのポスター未掲示分がある候補者で証紙の追加交付を希望する場合は、未掲示分の箇所数の範囲内で交付する。

令和 6 年 4 月 14 日

上越市選挙管理委員会  
委員長 澤 海 雄 一